## (仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案) に対する意見と浜田市の考え方

## (三隅自治区 地区まちづくり推進委員会・自治会 意見交換会)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
2	併記してある逐条解説は未来永劫残っていくのか。 第 15 条第 2 項 地域協議会の所掌事項	例規集の中に併記するのは難しいが、途中で逐条解説がなくなるものではない。条例を周知していく時には、わかり易いチラシと逐条解説によって説明していくことを考えている。 今回の条例と逐条解説は、検討委員会で
	に地域協議会は市長に意見を述べることができるとあるが、これに対して市長がどのように答えるのかが明記されていない。 意見をもらった場合は、何らかの回答を返すのは常識。	作られた内容であり、それを踏まえて、市としての提案を考えていく。その中で、市長がきちんと応えるという明記が必要ではないかということについては、ご意見として承る。
3	自治区廃止の説明会で、「住民自治」という概念を強調していたが、この条例には その文言がない。「住民自治」は将来を見 据えた取組であり、この概念の下に「まち づくり」があると考える。	る。と自民のでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなという。 というに、というに、というに、というに、というに、というに、というに、というに、

4 地区まちづくり推進委員会(三隅モデル)が議論されているが、県が公民館単位や校区単位での小さな拠点づくりを進めてきた。公民館単位でまちづくりを進めるという県と連動した取り組みをなぜ考えていないのか。

ていないのか。
地区まちづくり推進委員会の位置づけについて、最高組織として位置づけられていない。地域協議会の委員の推薦団体において、地区まちづくり推進委員会と他のまちづくり活動団体が横並びなのはどうかと思う。誰がリーダーシップをもってまち

づくりを進めていくのかが明確になって

いない。

公民館の単位には、エリアにばらつきがあり、特に浜田自治区では広大なエリアを抱えている。今回の条例では、より住民の皆さんに近く、小さなエリアでのまちづくりを応援する仕組みを考えている。公民館が適正な配置になっているかについては、大きな検討課題と捉えており、今後もしっかり議論していきたい。

三隅自治区は地区まちづくり推進委員会が町内会や自治会等、地縁の組織で支えられている組織と、思いや志を一緒にするボランティア団体等が一体となって組織されており、これが理想と考える。

他のエリアでは、町内会や自治会を代表する組織が地区まちづくり推進委員会を組織し、これと志を同じくする組織が並列でまちづくり活動を行っている実態がある。

この条例は、これを一つにするのではなく、この地域の特性をお互いに理解して作られたという経緯がある。現在、地区まちづくり推進委員会の考え方は地域によってばらつきがあり、これを承知した上で、今回のこの条例は、理想に近づけるためのスタートを切りたいということで、ご理解いただきたい。

6 地区まちづくり推進委員会認定要綱、まちづくり総合交付金交付金要綱については不公平感が多い。条例制定後は、これを見直していかないと市民は納得しない。行政としてこれを見直す予定はあるのか。

まちづくり総合交付金交付金要綱については、審査会等を開いて見直しをしている。地区まちづくり推進委員会認定要綱については、浜田自治区のみが100%組織されていないという中、今年も3つの新たな組織もできており、今後も設立に向けて粛々と取組んでいきたい。

認定要綱の見直しについては、どうすれば地区まちづくり推進委員会が設立されやすいかという言う指摘だと思うが、これについては、研究を進める必要があるが、少なくとも地区まちづくり推進委員会の設立については引き続き進めていく。

地区まちづくり推進委員会の設立につ 地区まちづくり推進委員会ができない いては、制度開始から9年経過している。 理由については、行政が一方的に進めるも 浜田自治区で設置されていないというこ のではなく、地域の課題も含めて、それぞ とは何をしていたのか。行政はどういう指 れの実情があることはご理解いただきた 導をして、どういう方向にしようとしてい V) たのか。三隅自治区は先行して取組み、課 何も手立てが無いままにできないとい 題を見つけて活動を行っている。 うことではなく、地域の声を聞きながら、 10 年経過してできなかったものが、こ 市も入りながら進めているが、結果として れからできるとは思えない。設立していな できていないということについては、更に い地域にもまちづくり総合交付金は交付 取り組みを強化していきたいと考えてい される。また、まちづくり総合交付金は過 る。 疎債によって賄っているが、この過疎債が 過疎債がなくなったらどうするかにつ いて、少なくともこの条例の中には、協働 出なくなる可能性があると聞いている。そ うなった場合でも、この交付金制度は維持 のまちづくりを進めていくための人的、財 するのか。 政的支援が明記してある。規模など色々な ことはあると思うが、無くなるということ ではなく、手立てはしていく。 一点だけご理解いただきたいのは、まち づくり総合交付金が地区まちづくり推進 委員会を組織していない地域に出ている という指摘があった。この制度は、ごみス テーションの管理や街路灯の管理など、町 内会がこれまでやってきたことを土台と して、まちづくりについては上乗せして交 付している。よって、地区まちづくり推進 委員会が組織されていない地域には必要 ないというのは少し異なることを承知い ただきたい。 表現については、答申後、法令担当部署 第 3 条 基本理念 答申の表現と比べ て、パブリックコメントに出ている表現が と協議し、一般的なところで相応しいと考 きつく感じる。穏やかな表現のほうが相応 える表現に見直しているが、ご意見を踏ま えて検討させていただく。 しい。 第6条 市の役割 文末が「努めるこ 全てが見直しはできないが、ご意見を踏 と」努力するような表現になっている。こ まえて検討する。 ちらは「しなければならない」という表現 が相応しい。

	I	
10	第 20 条第 3 項 「まちづくり活動団体	ご意見を踏まえて検討する。
	は、他のまちづくり活動団体と交流及び連	
	携を図り~」とあるが、団体同士が連携、	
	交流を図る際は、誰が音頭を取ってやるの	
	か。この中で音頭をとれるのは地区まちづ	
	くり推進委員会ではないかと考えるので、	
	そういった表現に見直しできないか。	
11	第 22 条 条例と同時にコミセンも並行	9月議会での条例承認を受けて、その活
	して議論しているが、なぜここにコミュニ	動拠点としてコミュニティセンター条例
	ティセンターという表現が出てこないの	を 12 月議会に提案していくこととしてお
	か。「まちづくりの拠点はコミュニティセ	り、時間差がある。名称については 12 月
	ンターである」という表現はできないか。	議会のコミュニティセンター条例に正式
		なものを提案していくよう準備している。
12	この条例を制定後、どのような制度がで	この条例は理念条例に近いものだが、地
	きるのか。「地域が寂れたら困る」という	域協議会などについては担保する必要が
	思いから自治区制度があったが、この条例	あるという検討委員会での意見を踏まえ、
	を読むと、地域が寂れないためには皆さん	条例に規定している。一方、自治区制度の
	努力してくださいということしか思い浮	中にあり、この条例に規定していない支所
	かばない。	機能については、行政機構の話になるた
	自治区設置条例には「支所機能」があっ	め、その中できちんと規定する。また、地
	たがこの条例にはない。行政が地域のまち	域振興基金に変わる中山間地域の特別枠
	づくりを進めていくうえで最低必要なサ	といった財源的なことについても条例に
	ポート体制に関する制度がないと、何も担	合せて示していかなければならいと思っ
	保するものがない。	ている。
13	第2条第2号 「事業者」への周知どの	検討委員会には商工会議所や商工会の
	ようにされているのか。また、今後される	メンバーに入っていただき検討いただい
	のか。	ている。今後は商工会議所や商工会への広
		報、説明会などにより条例の周知を図って
		いきたい。
L		

14	周知をするにあたり、要綱、規則はどう	条例全体の要綱というものは想定して
	いったスケジュールでまとめるのか。理念	いないが、まちづくり総合交付金などの財
	条例だけを示されても、まちづくりは従来	源的なことや地区まちづくり推進委員会
	どおりになるのではないか。	については、条例を制定したことにより全
	条例は、スリムでよいが、交付金や周知	てがゼロになることはない。中には、既存
	の方法についてなど、具体的に示してもら	の制度をそのまま使うこともある。交付金
	わないとわからない。	のように見直していくものについては、決
		まり次第お示しすることになる。要綱や規
		則は細かいものがあり、全てをここでお示
		しできないが、皆さんにご理解いただける
		ような形にしなければならないと思って
		いる。
15	前文 自治区制度の中で色々やってき	ご意見を踏まえて検討する。
	たと思うが、それでできなかったことが住	
	民自治でできるのか。できるのであれば、	
	「できそうに思えるような内容」となる前	
	文にするべき。	
16	職務 コーディネーターが必要に応じ	コーディネーターの体系については、限
	てそれぞれの地域へ出かけると記載があ	定されたものではないので、場合によって
	るが、日頃は現場に勤務し、必要に応じて	は各支所での活動、場合によっては5人が
	本庁での会議などで情報を吸い上げて共	一つになって特定の地域に入るといった
	有し、レベルアップを図るといった体系が	ように、様々な方法ができると考えてお
	望ましい。	り、実情や地域の要望に応じて対応した
		い。また、各支所、本庁においてもまちづ
		くりの担当職員がおり、まちづくり活動の
		支援ができる体制を引き続きとっていき
		たい。
17	コーディネーターは市の職員なのか、外	外部から専門的な知識、経験を持ってい
	部から専門的な人材を採用するのか。	る人を新たに任用し、配置したいと考えて
		いる。具体的にどういった人を人選するか
		は決まっていないが、社会教育関係団体か
		らの推薦や島根県中山間地域研究センタ
		ーからの紹介などを考えている。

	1	
18	事務(事業) 三隅自治区は公民館がま	地域によって公民館の担っている実情
	ちづくり活動の事務局を担っている。浜田	が異なるため、一律に新しいセンターが地
	自治区で地区まちづくり推進委員会が組	区まちづくり推進委員会の事務局を担う
	織されず、自治会がまちづくりを担ってい	というのは現実的ではない。ただし、設立
	る地域では、公民館が自治会の事務局をす	できていない地域や、複数ある地域につい
	ることはない。そうなると、公民館単位で	てもまちづくりを進めるスタッフは必要
	事務量が異なる可能性が出てくるが、そう	であり、できていない地域では設立に向け
	いった点や、事業の規模や内容等によって	た支援や重点的な取組が必要と思ってい
	主事の人数というのは増減するのか。	る。人員配置については、各センターにお
		いて、業務が大きく異なるため、今後、各
		センターを個別に訪問し、業務量や事業の
		実態を把握、整理し、適正な人員配置につ
		いて整理する必要があると考えている。
19	職員 公民館主事は現在、嘱託職員とい	現在の主事については、コミュニティセ
	う立場だと思うが、今後、多くの業務を担	ンター化後も引き続き勤務していただき
	って、各公民館で将来の浜田市を担う職員	たい。処遇については、今年度、会計年度
	であるため、嘱託職員という処遇はいかが	職員への移行により期末手当の増額とい
	なものかと考える。公民館の主事につい	ったことはあったが、現在のところ、コミ
	て、処遇の向上が必要になる。	ュニティセンター化による給与の引き上
		げ等については、具体的に整理できていな
		い。これについては、人事とも協議、調整
		する必要があると考えており、業務量や資
		格を踏まえて検討する必要があると思っ
		ている。
20	支所の窓口業務が今後、公民館でも実施	支所は残り、支所が行っている業務もそ
	されるということでよいか。	のまま継続される。ついては、公民館に住
		民票の発行をお願いしている所は現状の
		ままであり、特に業務が増えるということ
		は考えていない。
21	この条例 (案) は地域協議会で検討され	条例検討委員会では、各自治区の地域協
	てできたものと考えてよいか。	議会の代表が委員として出席していただ
		き検討した。途中経過については、各委員
		が地域協議会へ報告、意見聴取をした地域
		もあると伺っている。三隅自治区について
		は、来週、地域協議会へも意見交換に伺う
		予定となっている。

22	各種団体とはどういった団体を考えて	条例検討委員会の中でも、比較的若い人
	いるのか。	の意見を取り入れるよう配慮して欲しい
		との話があったことから、県大の学生、リ
		ハカレの学生、高校生や子育て世代から意
		見を伺いたいと考えている。
23	三隅自治区は生涯学習推進委員会とい	公民館がコミセン化することによって、
	う組織を兼ねており、公民館の運営審議と	社会教育や生涯学習など今まで公民館が
	合せて行ってきた。公民館の運営推進委員	担ってきた部分が後退するのではという
	について、これからは「設置することがで	不安を持っている人もいる。そういったこ
	きる」とあるが、運営推進委員の設置目的	とが無いよう、ご指摘のあった点について
	や役割については、コミセン化になっても	は改めて示していきたいと考えている。
	しっかりと準備してもらいたい。	
	「コミセン化とは何か」から地域は始ま	
	る。設置目的や役割について、職員はしっ	
	かりと頭に入れて運営推進委員の選任や	
	まちづくり組織の改変をする必要がある	
	と考える。	
24	第 21 条 浜田市においてもNPO法人	いただいた提案について、検討させても
	は数多くある。NPO法人は、地域課題に	65.
	取組むという活動をしており、情報提供し	
	てもらうという点について今後も引き続	
	き取組んでもらいたい。	
25	中身について決まっていない部分がる	(意見)
	ので、早く具体的な内容を決めてもらいた	
	٧٠°	
26	今のまちづくりで苦境に立たされてい	今日の出席者に回答できる者がいない
	るひとつに福祉バスがある。台数や運用形	ため、意見があったことについて担当部署
	態など色々問題がある。こういった点をま	へ伝えておく。
	ちづくりの現場からの声として福祉部局	
	に伝え、社協への業務委託などを含めて整	
	理していただきたいということ言ってお	
	< ∘	